

和光市長寿あんしんプラン (地域包括ケア計画)



第9期和光市介護保険事業計画

高齢者保健福祉計画



令和6年3月

和光市

1 計画策定の背景

- 介護保険制度は、創設から 20 年が経ち、要介護高齢者の支えとして定着発展しています。いわゆる団塊の世代全てが 75 歳以上となる令和 7 年を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、「地域包括ケアシステム」を深化・推進してきたところです。
- いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年に向け、医療・介護の複合的ニーズを有する高齢者の増加から、中長期的な介護ニーズ等の状況に応じた介護サービス基盤を医療提供体制と一体的に整備していくことが重要であり、地域で生活する高齢者等の意思決定支援や権利擁護の重要性の高まりも予想されます。一方、介護を支える人的基盤の確保や介護現場における生産性の向上の推進等が重要となります。
- 和光市では、平成 14 年から介護予防事業を開始したほか、コミュニティケア会議（地域ケア会議）の開催、さらには介護予防と健康づくりのためのサービスを一体的に提供する介護予防拠点の設置など、これまで介護保険事業、高齢者保健福祉事業において様々な取組を行ってきました。
- 本計画は、本市における高齢者施策の基本的な考え方や高齢者の保健福祉・介護保険事業の方向性を示すとともに、今後の具体的取組を総合的かつ体系的に整え、介護保険事業の安定的運営を図るために策定するものです。

2 計画の位置づけと計画期間

【位置づけ】

- 本計画は、高齢者全体の保健・医療・福祉の施策全般を定める「高齢者保健福祉計画」と、介護保険事業についてそのサービス見込み量などを定める「介護保険事業計画」を、「長寿あんしんプラン」として一体的に策定するものです。
- また、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第 2 条で定める「地域包括ケアシステム」を構築するための計画であり、その意味で「地域包括ケア計画」として位置づけられます。
- 本計画は、当市における個別分野計画の最上位計画「第五次和光市総合振興計画」の中で、目標像 6 「高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる」に位置付けられています。

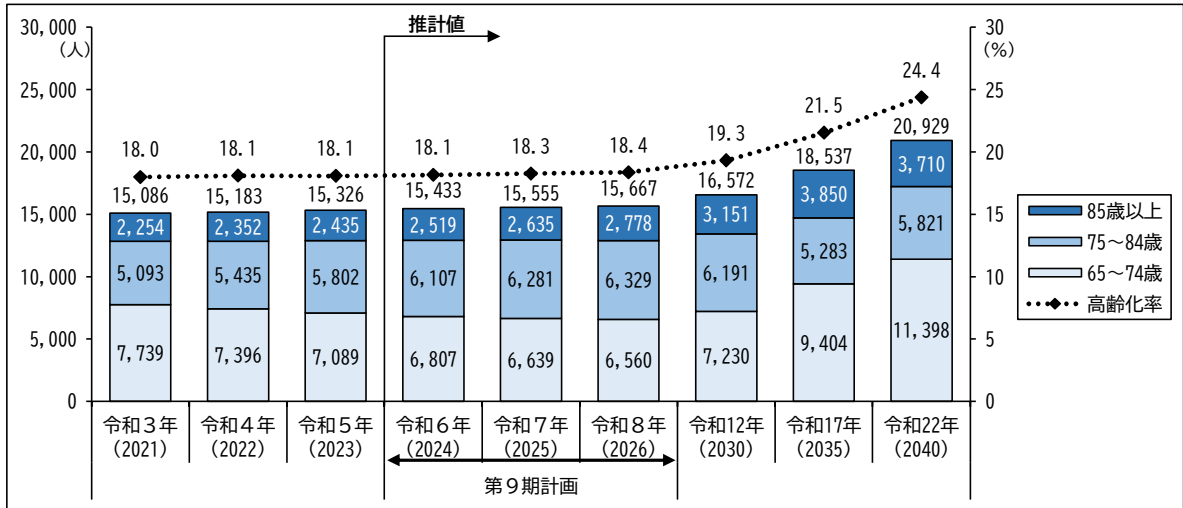
【計画期間】



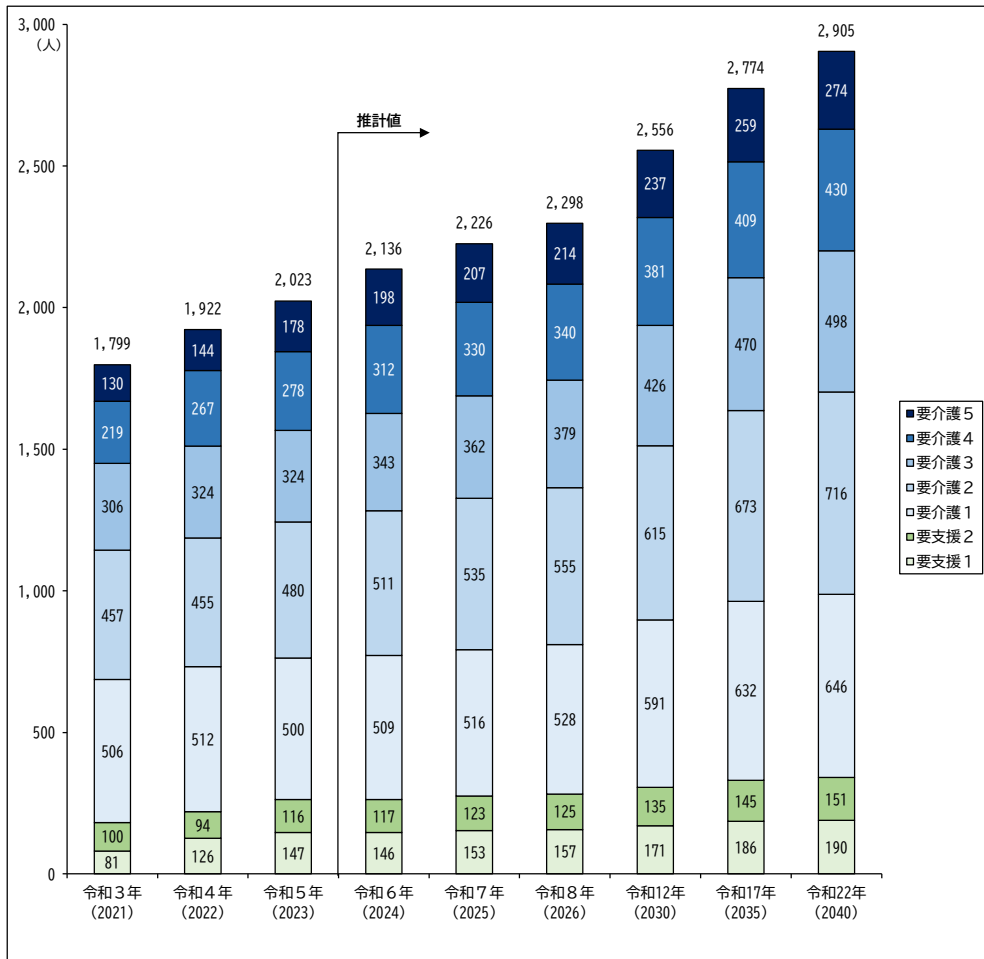
3 高齢者数及び認定者数の将来推計

- 令和8年に65歳以上人口15,667人、高齢化率18.4%と見込まれ、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年には65歳以上人口20,929人、高齢化率は24.4%に増える見通しです。
- 要介護（要支援）認定者は令和8年度には2,298人になる見通しです。

<将来の高齢者数推計結果>



<将来の要介護（要支援）認定者数推計結果（第2号被保険者を含む）>

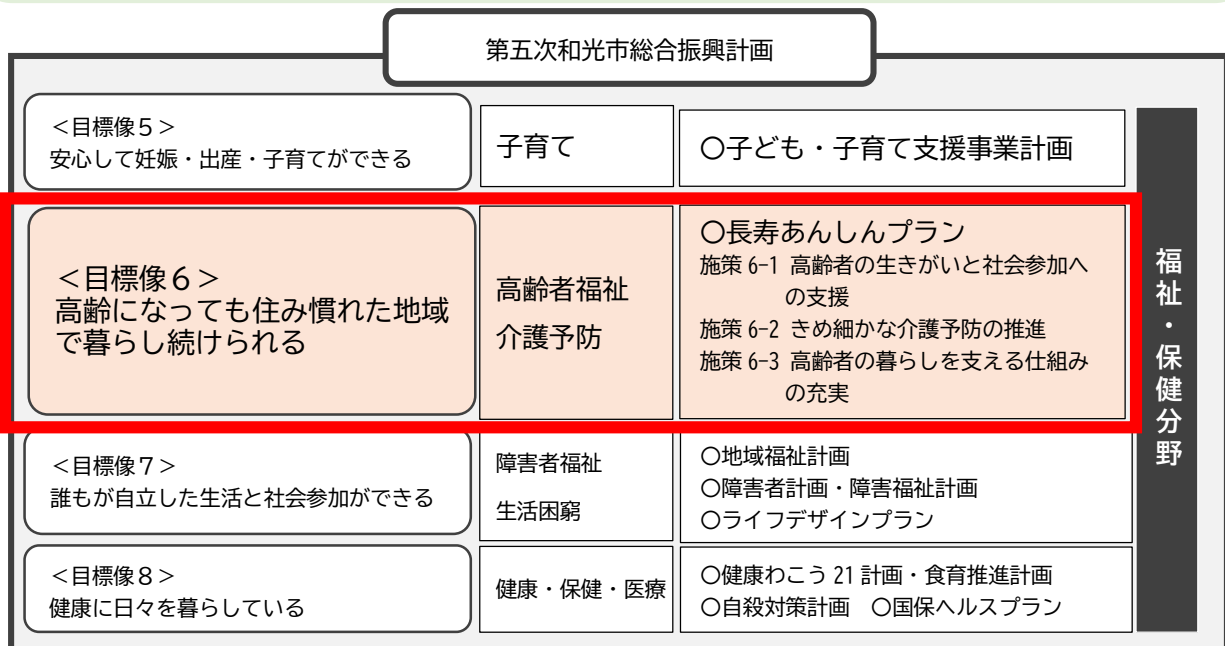


4 計画の基本的な考え方

【基本理念】

「高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる」

- 本計画では第五次和光市総合振興計画と同じ「高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる」を基本理念として、一体的な推進を図ります。



【施策の体系】

基本施策1

高齢者の生きがいと社会参加への支援

- 1-1 高齢者の社会参加の推進 **【重点】**
- 1-2 社会参加を支える場の支援
- 1-3 家族等介護者の負担の軽減による社会参加の継続
- 1-4 認知症対策における社会参加への支援

基本施策3

高齢者の暮らしを支える仕組みの充実

- 3-1 認知症対策の推進 **【重点】**
- 3-2 養護者及び施設職員等による虐待防止
- 3-3 地域で暮らし続けるための支援（市独自）
- 3-4 包括的支援事業（地域包括支援センター）の推進
- 3-5 権利擁護事業の推進
- 3-6 在宅医療・介護連携の推進
- 3-7 介護費等を負担軽減する取組

基本施策2

きめ細かな介護予防の推進

- 2-1 フレイル予防・介護予防のための取組みの充実 **【重点】**
- 2-2 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- 2-3 ケアマネジメントの機能強化と地域課題の解決に向けた取組み

基本施策4

介護保険サービス提供体制の整備

- 4-1 介護人材の確保・育成 **【重点】**
- 4-2 包括的な支援体制の推進
- 4-3 介護保険サービス事業所に対する指導・監督の強化給付適正化の推進
- 4-4 給付適正化の推進
- 4-5 介護サービス基盤の計画的な整備

5 重点施策の取組

基本施策1 高齢者の生きがいと社会参加への支援

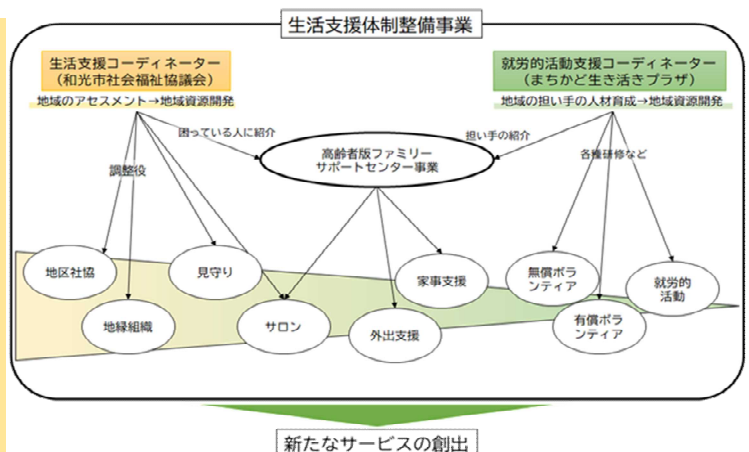
【 高齢者の社会参加の推進 】

●施策の方向性

地縁組織、民間企業、民生委員等の高齢者の生活を支える主体と連携し、高齢者を支える地域づくりや高齢者の社会参加を一体的に推進し、地域の課題に対応できる体制を整備します。

●取り組み内容

- (1) 就労的活動支援コーディネーターの配置【新規】
- (2) 高齢者版ファミリーサポート事業の展開【新規】
- (3) 生活支援コーディネーターの継続実施
- (4) 地区社会福祉協議会への支援
- (5) ICTを活用した高齢者の社会参加の促進



基本施策2 きめ細やかな介護予防の推進

【 フレイル予防・介護予防のための取組の充実 】

●施策の方向性

生活機能が低下した高齢者に対し、「運動」「栄養・口腔」「社会参加」をそれぞれ働きかけることで、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促すことを推進します。また、生きがいや自己実現のための取組を支援し生活の質の向上を図ります。介護予防で改善された状態を維持するため、地域での活動や社会参加を促す取組を推進します。

●取り組み内容

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業
- (2) 一般介護予防事業
- (3) 介護予防拠点の展開

和光市内には6カ所の介護予防拠点があります。高齢者向けの介護予防教室を実施するとともに、介護予防・生活支援サービス事業を実施したり、高齢者が役割のある形で地域で活躍することを目指し、就労的活動支援コーディネーターを配置する等しています。

基本施策3 高齢者の暮らしを支える仕組みの充実

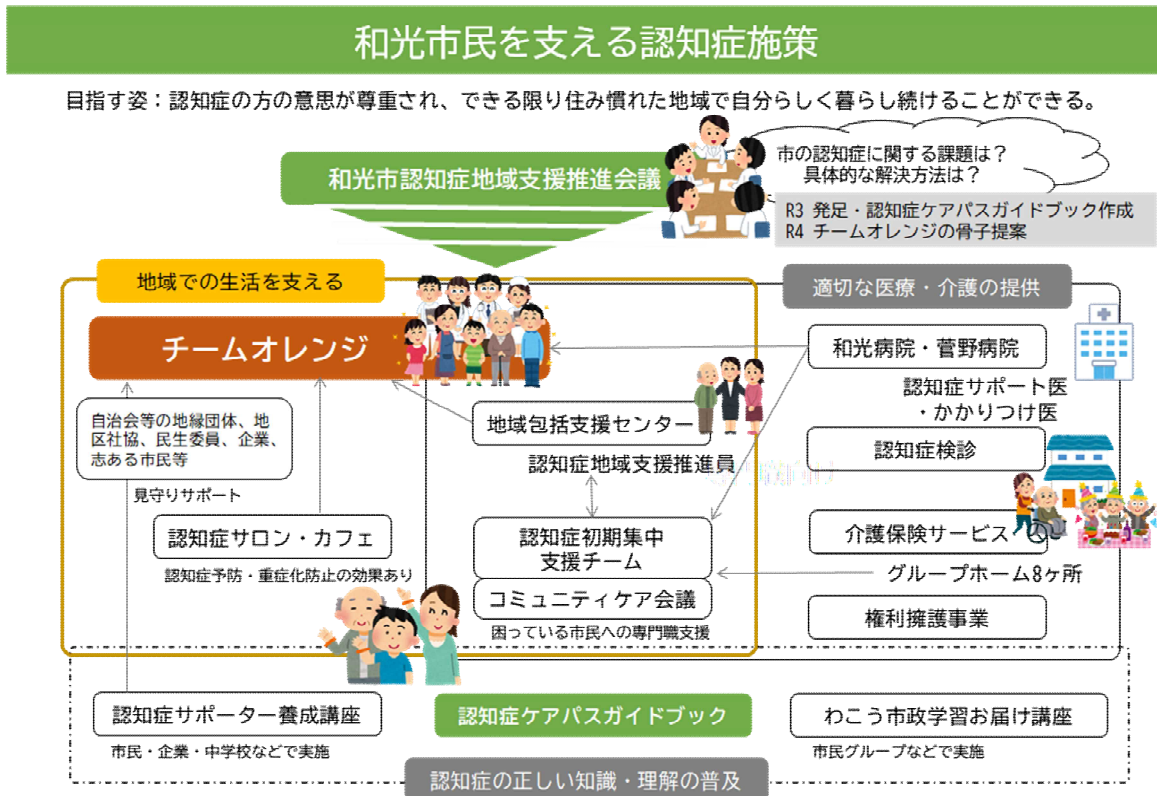
【 認知症対策の推進 】

●施策の方向性

今後の後期高齢者人口増加を見据え、認知症についての早期からの対応をはかり、認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることが出来るよう、本人・家族、またその地域などに対する支援体制の整備を推進します。

●取り組み内容

- (1) 認知症計画の策定及び運用
- (2) 認知症の正しい知識・理解の普及
- (3) 認知症予防、重症化予防への取組
- (4) 認知症の本人や家族の地域での生活を支える
- (5) 認知症の本人への適切な医療・介護の提供強化
- (6) 認知症検診の結果



基本施策4 介護保険サービス提供体制進の整備

【 介護人材の確保・育成 】

●施策の方向性

高齢化に伴う介護サービス需要の増加と生産年齢人口減少が見込まれることから、介護分野へ不安払拭やきっかけ作りなどで従事者を確保及び多様な人材の参入を促進します。また、同時に介護現場の負担軽減を図ります。

●取り組み内容

- (1) 埼玉県及び関係団体との連携
- (2) 介護職員処遇改善
- (3) 働きやすい職場環境整備
- (4) 介護に関する入門的研修の実施
- (5) お仕事相談会の開催
- (6) 介護人材の不足状況の確認と支援の推進

6 その他の主な取組及び介護保険料

市町村特別給付

■高齢者栄養改善サービス費助成

対象：要支援高齢者・要介護高齢者

内容：①配食サービス 市の指定基準による配食サービス事業者により提供
②栄養改善マネジメント 市の委託事業者により提供します。管理栄養士による栄養指導と調理等の自立支援を行う。

■高齢者紙おむつ等購入費助成

対象：要支援高齢者・要介護高齢者

内容：市の指定基準による紙おむつ事業者により提供。地域包括支援センターやケアマネジャーのアセスメントにより、その方の状態に合わせておむつの種類や内容を検討し、フラット型・パッド・パンツ型等を組み合わせ、事業者が配達。また、排泄に関連した消臭スプレーや身体拭き等を居室介護用品として、紙おむつと一緒に配達

■高齢者地域送迎サービス費助成

対象：要介護1以上の高齢者

内容：医療機関への通院及び入院の送迎にかかる費用の助成（市の指定基準による送迎サービス事業者により提供）

地域支援事業

■介護予防・日常生活支援総合事業（主な事業）

運動	ふれっしゅらいふ、ゆめあいトレーニング、歩楽里トレーニング
栄養	喫茶サロン、エンジョイクッキング
閉じこもり	うえるかむ事業、ふれっしゅらいふ、あくていびていあっぷ
複合	健康うんどうふれっしゅらいふ、ヘルシーフット、喫茶サロン、いつまでも元気塾、3B体操

■包括的支援事業

- 介護予防ケアマネジメント業務
- 総合相談支援業務
- 権利擁護業務
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- 在宅医療・介護連携推進事業

■任意事業

- 緊急通報システム

保健福祉事業

■健康増進浴場施設利用補助

対象：65歳以上、要支援・要介護認定者、要支援・要介護認定者の方が属する世帯の世帯員で、日常的に介護している方（20歳以上）

内容：被保険者の介護予防（閉じこもり予防）を主な目的として、要介護認定者の介護にあたっている家族等介護者のリフレッシュに資するため、対象の浴場施設の利用を補助する。

<令和6～8年度 所得段階別保険料月額>

所得段階	保険料率	月額保険料
第1段階（軽減後）	0.30	1,763円
第2段階（軽減後）	0.50	2,940円
第3段階（軽減後）	0.70	4,116円
第4段階	0.90	5,292円
第5段階【基準額】	1.00	5,880円
第6段階	1.25	7,350円
第7段階	1.40	8,232円
第8段階	1.65	9,702円
第9段階	1.90	11,172円
第10段階	2.15	12,642円
第11段階	2.40	14,112円
第12段階	2.70	15,876円
第13段階	3.00	17,640円

【参考】第1号被保険者保険料基準額の推移

	国平均	埼玉県平均	和光市
第6期	5,514円	4,835円	4,228円
第7期	5,869円	5,058円	4,598円
第8期	6,014円	5,481円	5,455円

※第5段階（基準額）での比較

<第9期計画期間の基盤整備一覧>

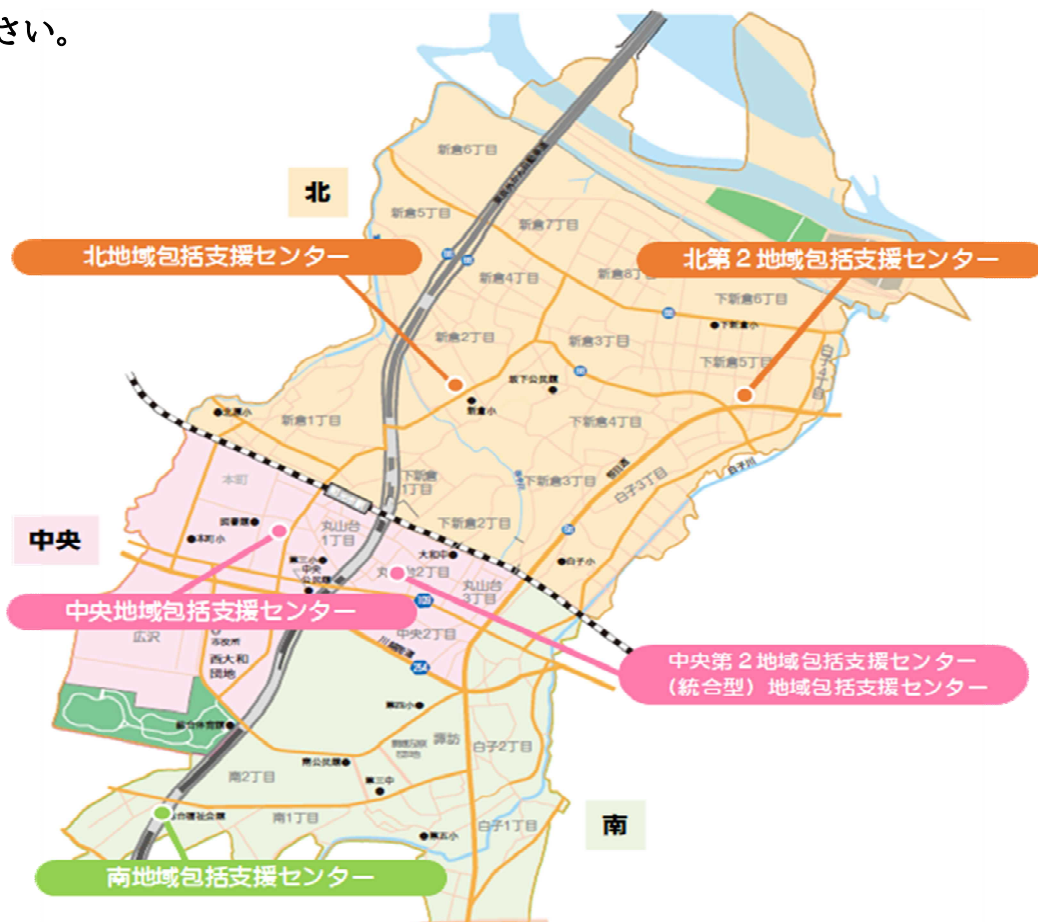
広域型の特別養護老人ホームについて、今後の利用者数の伸びを踏まえ、80床を定員とする。

施設名	施設規模	開設時期
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	80名	令和8年度以降

7 高齢者の総合相談窓口

【地域包括支援センター】

■地域包括支援センターは、高齢者のみなさんの身近な相談窓口です。介護予防、総合事業に関すること、相談や困りごとがあれば、各地域の地域包括支援センターへお問い合わせ下さい。



地域包括支援センター	担当地区
北地域包括支援センター（新倉 2-5-12） TEL 048-458-5120	大字新倉、新倉 1～8 丁目、下新倉 1 丁目
北第二地域包括支援センター（下新倉 5-10-70） TEL 048-450-0591	大字下新倉、下新倉 2～6 丁目、白子 2 丁目 15～22 番、白子 3・4 丁目
中央地域包括支援センター（本町 15-35 2 階） TEL 048-475-9016	本町
中央第二地域包括支援センター（丸山台 2-20-15） （統合型地域包括支援センター） TEL 048-468-2312	中央 1・2 丁目、西大和団地、広沢 1・3・4 番、丸山台 1～3 丁目、和光パルクファミリア
南地域包括支援センター（南 1-23-1 総合福祉会館内） TEL 048-450-2500	白子 1 丁目、白子 2 丁目 1～14 番・23 番・24 番の一部（和光パルクファミリア 以外）・25～28 番、諏訪、諏訪原 団地、広沢 2 番、南 1・2 丁目

和光市長寿あんしんプラン（ダイジェスト版）
第 9 期和光市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画
令和 6（2024）年 3 月

発行／和光市 健康部 長寿あんしん課 〒351-0192 埼玉県和光市広沢 1 番 5 号
TEL：048（464）1111（代表） FAX：048（466）1473

